

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年3月31日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 小櫻 充久

### がんセンター局管理規程第1号

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

**第1条** 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程（平成14年がんセンター局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(臨時又は非常勤職員の給与)</p> <p><b>第17条</b> <u>臨時又は非常勤職員（任期付短時間勤務職員等を除く。）の給与に関する事項は、別に定める。</u></p>	<p>(非常勤職員の給与)</p> <p><b>第17条</b> 非常勤職員（ただし、任期付短時間勤務職員等を除く。）の給与は、別表第1又は別表第2に定めるところによる。 <u>ただし、看護助手の職務にある者の給料表については、労務職員の給与に関する取扱要綱別表1（以下「行政職給料表Ⅱ」という。）を適用する。</u></p> <p><u>2 新たに給料表の適用を受ける非常勤職員となった者の職務の級は、別表第7に定める職務の級とする。</u></p> <p><u>3 新たに給料表の適用を受ける非常勤職員となった者の号給は、別表第8の基準に従い決定する。</u></p> <p><u>4 地公法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を、同項第1号に掲げる職員には報酬及び期末手当並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。</u></p>
<p>(補則)</p> <p><b>第18条</b> この管理規程に定めるもののほか、職員の給与に関する取扱いについては、給与条例、労務職員の給与条例、静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2</p>	<p>(補則)</p> <p><b>第18条</b> この規程に定めるもののほか、職員の給与に関する取扱いについては、給与条例、労務職員の給与条例、静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2</p>

号)、任期付職員条例、任期付研究員職員条例及び静岡県職員の育児休業等に関する条例(平成4年静岡県条例第7号)の適用を受ける職員の例による。

**別表第1** (第2条第1項関係)

(略)

適用範囲 この給料表は、ほかの給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第17条に規定する職員を除く。

**別表第3** (略)

級別職務区分表

ア がんセンター事業職給料表級別職務区分表

職務の級	職務
(略)	(略)
6 6級	(1) マネジメントセンター長の職務 (2) 疾病管理センター長の職務 (3) 事務局次長の職務 (4) 事務局参事の職務 (5) 課長の職務 (6) 室長の職務 (7) 専門監の職務 (8) 前項第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
7 7級	事務局長の職務

イ (略)

ウ がんセンター医療職給料表(1)級別職務区

号)、任期付職員条例、任期付研究員職員条例、静岡県職員の育児休業等に関する条例(平成4年静岡県条例第7号)及び会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年静岡県条例第2号。以下「会計年度給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。ただし、会計年度給与条例第11条2項中「及び人事委員会規則で定めるところにより算出した1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者」とあるのは適用しない。

**別表第1** (第2条第1項関係)

(略)

適用範囲 この給料表は、ほかの給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

**別表第3** (略)

級別職務区分表

ア がんセンター事業職給料表級別職務区分表

職務の級	職務
(略)	(略)
6 6級	(1) マネジメントセンター長の職務 (2) 事務局次長の職務 (3) 事務局参事の職務 (4) 課長の職務 (5) 室長の職務 (6) 専門官の職務 (7) 前項第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
7 8級	事務局長の職務

イ (略)

ウ がんセンター医療職給料表(1)級別職務区

## 分表

職務の級	職務
(略)	(略)
4 4級	(1) <u>副院長、医監及び研究所長の職務</u> (2)～(8) (略)
5 5級	(1)～(2) (略)

## 別表第5 (略)

## 管理職手当支給額表

職	区分
総長 (がんセンター医療職給料表(1)適用) 病院長 (がんセンター医療職給料表(1)適用)	1種
副院長 (がんセンター医療職給料表(1)適用) 医監 (がんセンター医療職給料表(1)適用) <u>研究所長 (がんセンター医療職給料表(1)適用)</u>	2種
(略)	
副院長 (がんセンター医療職給料表(3)適用)	2種
<u>事務局長 (がんセンター事業職給料表適用)</u>	3種
(略)	
マネジメントセンター長 (がんセンター事業職給料表適用)	4種

## 分表

職務の級	職務
(略)	(略)
4 4級	(1) <u>副院長及び医監の職務</u> (2)～(8) (略)
5 5級	(1)～(2) (略) (3) <u>疾病管理センター長の職務</u> (4) <u>研究所長の職務</u>

## 別表第5 (略)

## 管理職手当支給額表

職	区分
総長 (がんセンター医療職給料表(1)適用) 病院長 (がんセンター医療職給料表(1)適用) <u>疾病管理センター長 (がんセンター医療職給料表(1)適用)</u> <u>研究所長 (がんセンター医療職給料表(1)適用)</u>	1種
<u>事務局長 (がんセンター事業職給料表適用)</u>	2種
副院長 (がんセンター医療職給料表(1)適用) 医監 (がんセンター医療職給料表(1)適用)	2種
(略)	
副院長 (がんセンター医療職給料表(3)適用)	2種
(略)	
マネジメントセンター長 (がんセンター事業職給料表適用)	4種

疾病管理センター長（がんセンター事業職給料表適用）

事務局次長（がんセンター事業職給料表適用）

（略）

（略）

別表第5の2（略）

ア がんセンター事業職給料表の適用を受ける職員

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	3種	88,500円
（略）		

別表第6（略）

職員の区分		手当額
1 医師 及び歯 科医師	(1) 総長及び病院長	1月につき136,800円
	(2) 副院長、医監及び研究所長	1月につき95,100円
	（略）	（略）
（略）		

事務局次長（がんセンター事業職給料表適用）

（略）

（略）

別表第5の2（略）

ア がんセンター事業職給料表の適用を受ける職員

職務の級	区分	管理職手当の額
8級	2種	108,100円
（略）		

別表第6（略）

職員の区分		手当額
1 医師 及び歯 科医師	(1) 総長、病院長、 疾病管理センター長 及び研究所長	1月につき136,800円
	(2) 副院長及び医監	1月につき95,100円
	（略）	（略）
（略）		

別表第7 職務の級（第17条第2項関係）

職務の級

給料表	職務の級
事業職給料表	1級
研究職給料表	2級及び3級
医療職給料表（1）	1級
医療職給料表（2）	1級又は2級
医療職給料表（3）	1級又は2級
行政職給料表Ⅱ	1級

別表第8（第17条第3項関係）

号給の基準

ア 事業職給料表

職 種	学歴	初任給	上限号給
事務補助 (定型的・補助的な業務に従事する職員)	高校卒	1 級 9 号給	1 級 49 号給

イ 研究職給料表

職 種	学歴	初任給	上限号給
研 究 員	博士課程修了	2 級 37 号給	3 級 37 号給

ウ 医療職給料表 (1)

職 種	学歴	初任給	上限号給
医師及び歯科医師	新大 6 卒	1 級 9 号給	1 級 49 号給

エ 医療職給料表 (2)

職 種	学歴	初任給	上限号給
歯科衛生士	新高 4 卒	1 級 9 号給	2 級 41 号給
	短大卒	1 級 13 号給	2 級 45 号給
栄 養 士	大学卒	2 級 5 号給	2 級 53 号給
	短大卒	1 級 13 号給	2 級 45 号給
診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	大学卒	2 級 5 号給	2 級 53 号給
	短大 3 卒	1 級 21 号給	2 級 49 号給

薬剤師	新大6卒	2級 17号 給	2級57号 給
	大学卒	2級5 号給	2級53号 給

オ 医療職給料表（3）

職 種	学歴	初任給	上限号給
看護師	短大2卒 (准看3年)	2級 13号 給	2級61号 給
	短大3卒	2級9 号給	2級61号 給
	短大2卒	2級5 号給	2級61号 給
准看護師	准看護 師 養成所	1級5 号給	1級57号 給

カ 行政職給料表Ⅱ

職 種	学歴	初任給	上限号給
看護助手	高校卒	1級 21号 給	1級61号 給

なお、上限号給のうち、がんセンター事業職給料表の1級49号給、行政職給料表Ⅱの1級61号給、がんセンター医療職給料表（2）の新大6卒の2級57号給、大学卒の2級53号給、短大3卒の2級49号給、短大卒の2級45号給、新高4卒の2級41号給及びがんセンター医療職給料表（3）の短大2卒（准看3年）の2級61号給、短大3卒の2級61号給、短大2卒の2級61号給を適用する者は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

ア がんセンターでの勤務が通算で10年以上の者（雇用形態は問わず。）

イ がんセンターを含めた県の他行政機関で

	<u>の勤務が通算で10年以上の者</u> <u>ただし、ア、イのいずれにおいても勤務時間</u> <u>が週29時間以上の職員を対象にする。</u>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県がんセンター局職員就業規程の一部改正)

**第2条** 静岡県がんセンター局職員就業規程（平成14年事業部管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(臨時又は非常勤職員の労働条件等)	(非常勤職員の労働条件等)
<b>第67条</b> 第24条から第27条までに定めるもののほか、 <u>臨時又は非常勤職員</u> （任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定める。	<b>第67条</b> 第24条から第27条までに定めるもののほか、非常勤職員（任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、 <u>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。</u> <u>ただし、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年静岡県人事委員会規則13-99）第9条第6項中「1日又は1時間」とあるのは「1日、半日又は1時間」に、第10条第1項第4号中「9月」とあるのは、「10月」と読み替えるものとする。</u> <u>2 第29条第9項の規定は非常勤職員に準用する。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。